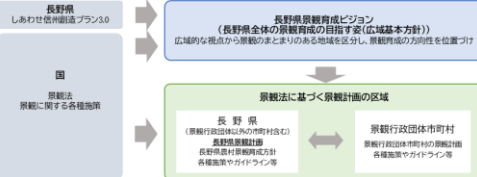


序章 はじめに

本計画は、長野県全域における景観育成の基本理念、ビジョン、取組方針及び施策等を示した「長野県景観育成ビジョン」を踏まえ、景観法及び長野県景観条例に基づき、景観育成の目標、基本方針及び景観計画として必要な事項を定める

長野県景観育成ビジョンと景観計画の位置づけ



第1章 景観計画の区域

長野県景観計画の区域は、景観行政団体である市町村の区域を除く長野県の区域とする
また、区域には一般地域と景観育成重点地域の2種類を定める

景観育成重点地域

景観計画の区域のうち、信州の景観の骨格や顔となるような地域について、特に重点的に景観の育成を図る地域



第2章 景観育成の基本理念と良好な景観の育成に関する方針

景観育成の基本理念

共に磨き、未来につなぐ、美しく豊かな信州の景観

良好な景観の育成に関する方針

区分	景観育成方針（抜粋）
都市地域	・ 歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成するものとし ・ まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保するものとし
沿道地域	・ 沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し、道路からの眺望を確保するものとし
田園地域	・ 四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図るものとし
山地・高原地域	・ 都市、沿道、田園等から眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保するものとし

第3章 良好な景観育成のための行為の制限

一定規模以上の建築物の建築等の行為を対象に景観育成基準を定め、景観法に基づく届出制度を活用した景観育成を行う

一般地域における届出対象行為と規模（抜粋）

行為の種類	届出対象規模
(1)建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超
(2)建築物の外観の変更（修繕、模様替、色彩変更）	変更に係る面積が400㎡超
(3)プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
(4)電気供給施設等の建設等	高さ20m超 又は 築造面積1,000㎡超
(5)太陽光発電施設の建設等	太陽電池モジュールの合計面積1,000㎡超

景観育成基準（抜粋）

行為の種類	一般地域
共通事項	信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること
地区別事項（田園地域）	配 置：道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること 規 模：周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする 形態意匠：周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること 材 料：周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること 色 彩：けいばいしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること 敷地の緑化：敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること

第4章 景観法、長野県景観条例に定める事項

- 景観重要建造物の指定の方針
 - 周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するもの
- 景観重要樹木の指定の方針
 - 周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するもの
- 景観資産の指定及び活用に関する事項
 - 地域の自然、歴史、文化及び暮らしを象徴する景観上重要な資産を指定し、その保全・継承と活用を通じて、地域の個性ある景観づくりを推進するものとする
- 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
 - 屋外広告物は、良好な景観の育成に関する方針との調和が保たれるものとする
- 景観重要公共施設の指定及び整備に関する事項
 - 広域景観を育成するうえで骨格を成す道路や河川等、また、広域的な利活用が行われている公園等を対象に景観重要公共施設として指定する
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項
 - 自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定する
- 景観影響評価制度の実施に関する事項
 - 大規模な建築行為等で市町村の区域をまたぐ広域的な景観調整制度の創設・運用を目指す
- 景観整備推進法人の指定に関する事項
 - 県と役割分担しながら、ともに良好な景観の育成を進めるため、景観の育成に資する業務を行うNPOや公益法人等を長野県景観整備推進法人として指定する

第5章 その他の事項（以下抜粋）

- 自主的な景観育成活動の推進
県民・事業者・行政の協働により、住民の自主的な景観づくりを促進し、普及啓発や民間活力を生かした景観育成を推進する
- 景観計画等の理解を促す取組
景観計画等、法に基づく諸制度に係る情報の公開及び提供の充実を図り、住民の理解促進と適切な制度運用を推進する

第6章 公共施設の整備に関する事項（別表1 公共事業景観育成指針 基本的事項抜粋）

- 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める
- まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める
- 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める